

(単位:千円)

No.	目標 設定 事業 No	事 業 名	平成18年度予算額		事 業 概 要	精査類 型
				うち独法再掲分		
32	36	雇用調整助成金	10,193,560	0	景気の変動、産業構造の変化等により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合、支払った賃金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	4
(4)円滑な労働移動の推進						
33	37	労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金)	571,922		再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者1人1日当たり4,000円、当該被保険者に通常賃金の額以上の額を支払って職場体験講習を受講させる事業主に、当該被保険者の講習1日当たり4,000円(講習期間3日以上のものに限る)(職場体験講習先の開拓を実施した場合は当該被保険者1人当たり2万円(新規・成長15分野の事業を行う事業所を開拓した場合は、さらに2万円を上乗せ))、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主に、当該対象労働者1人当たり10万円を支給。	3
34	38	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)	592,673	0	再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に再就職を実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4(1人当たり30万円を限度)(中小企業事業主は1/3(1人当たり40万円を限度))の額を支給(事業主が、再就職支援会社との委託契約上、「当該会社が、新規・成長15分野の事業主の事業所への再就職の実現に努める」旨明記し、実際の再就職先が当該分野であった場合は10万円を上乗せ。))	2
34-2	39	労働移動支援助成金(定着講習支援給付金)	75,499	0	再就職援助計画等に係る対象労働者をその離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に雇い入れ、その従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための20時間以上の講習(Off-JT及びOJT)を実施した事業主に、講習期間40時間以上の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり10万円、講習期間20時間以上40時間未満の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり5万円を支給。	×
35	40-2	労働移動支援助成金(建設業新規・成長分野定着促進給付金)	84,000	0	離職を余儀なくされた建設業労働者を雇い入れ、当該労働者が従事する職務に必要な知識又は技能等を習得させるための実習その他の講習を実施した場合の経費助成等を行うもの	×
36		労働移動支援助成金(建設業新分野雇用創出給付金)	95,061	0	実施計画の認定を受けた建設事業主団体が、自ら新分野の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に、当該事業の開始に要した費用及び対象労働者の人数に応じて助成するもの。	7
37	41	産業雇用安定センター補助金	3,444,767	0	出向等に係る情報の収集・提供、相談実施による円滑な労働移動を推進するため、①各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供、②出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能な状況等に関する情報の収集及び提供並びに相談等、③職業能力開発に関する情報の収集及び提供並びの相談、④事業主の行う雇用の安定のための諸活動に関する必要な援助の業務を実施について運営費等の一部を補助。	5
(5)産業の特性に応じた雇用の安定						
44	49	建設労働者雇用安定支援事業	151,424	0	各建設事業主等が再生に向けて取り組もうとしている具体的なニーズに対応した支援事業が十分活用できるよう、利用可能な各種支援事業の総合的な情報提供や支援事業の活用に向けた相談援助を、ワンストップサービスで提供する事業。	5
48	53	人材確保等支援助成金(介護基盤人材確保助成金)	6,295,465	0	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、雇用管理の改善等において中核的な役割を担う者である特定労働者(社会福祉士等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者)を雇い入れた場合に、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成。	5
49	54	人材確保等支援助成金(介護雇用管理助成金)	190,854	0	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。))が、雇用管理改善事業(就業規則・賃金規程などの諸規定の整備、健康診断の実施など)を実施した場合に、その経費の一部を助成。	7
50	56	雇用管理改善等援助事業費	653,219	0	介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した雇用管理コンサルタント(社会保険労務士等)が相談に応じるもの。また、介護事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者講習を実施。	4
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進						
(1)高齢者の雇用の促進						
56	63	試行雇用奨励金(中高年トライアル雇用奨励金)	840,000	0	中高年を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、世帯主など再就職の緊急性が高い中高年労働者の雇用確保を図ることを推進する。	7
57	64	継続雇用定着促進助成金(継続雇用制度奨励金(第Ⅰ種))	43,207,990	0	継続雇用制度等の導入又は改善を行う事業主に対して助成金を支給することにより、継続雇用の推進及び定着を図り、高齢者の安定した雇用を確保する。	1
58	65	継続雇用定着促進助成金(多数継続雇用助成金(第Ⅱ種))	1,918,528	0	第Ⅰ種受給事業主のうち、高齢者の雇用割合が15%を超える事業主に対して助成することにより、継続雇用の定着及び推進を図り、高齢者の安定した雇用を確保する。	1
59		継続雇用定着促進助成金(雇用確保措置導入支援助成金)	40,000	0	高齢法第9条の義務化年齢を超える高齢者雇用確保措置を導入した事業主が、その雇用する55歳以上65歳未満の被保険者に対し雇用機会の確保等、職業生活の充実に資する研修等を実施した場合、当該研修等の実施に要した費用の一定割合を助成する。	7
60	66	65歳継続雇用達成事業(雇用導入プロジェクト)	1,164,039	0	65歳までの継続雇用等を促進するため、行政・経済団体・労働団体など関係セクターが連携し、その協力体制の下、各都道府県下の主要な事業主団体を選定し、その全ての傘下企業を対象として集团的に指導・助言を行うことにより、65歳までの継続雇用制度等の導入比率の向上を図る。	×